【個人用】

**誓　　約　　書**

　私は、古物営業法第４条第１号から第９号に掲げる

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第３１条に規定する罪若しくは刑法第２３５条　（窃盗）、第２４７条（背任）、第２５４条（遺失物等横領）若しくは第２５６条第２項に　規定する罪（盗品等運搬、盗品等保管、盗品等有償譲受け、又は盗品等有償の処分のあっせ　ん）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった　日から起算して５年を経過しない者

３　集団的に、又は常習的に古物営業法施行規則第１条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行　為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１２条若しくは第１２条の６の規定に　よる命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は　指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの

５　住居の定まらない者

６　古物営業法第２４条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から　起算して５年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取　消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前６０日以内に当該法人の役員であった者で　当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）

７　古物営業法第２４条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日　から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同法第８条第　１項第１号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由が　ある者を除く。）で、当該返納の日から起算して５年を経過しないもの

８　精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認　知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

９　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古　物市場主の相続人であって、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くも　のとする。

のいずれにも該当しないことを誓約します。

　 　　　　　 　　　 　年　 　月　 　日

　 　　　　氏　名

長野県公安委員会　殿